

いじめ防止基本方針

栃木県立益子特別支援学校

はじめに

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置し、保護者や地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

本基本方針には、「益子特別支援学校いじめ防止基本方針実施のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。

1 組織的な対応に向けて

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通し未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「友達作り・集団作り」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (2) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、スマートフォンや携帯電話などの情報機器の適切な使い方について指導します。
- (3) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

3 いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童生徒の行動を注視し、声に耳を傾け、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教員が抱え込むことなく、組織的に対応します。
- (3) 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒のいじめを相談しやすい体制を整えます。また、保護者との信頼関係も深め、保護者との情報共有に努めます。

4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている児童生徒を守り通し、その児童生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合は、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いこむことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (3) いじめている児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- (4) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致団結していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (5) いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (6) 解決した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・助言し、良好な人間関係の構築に努めます。